様式第１号(別紙)

鉾田市わくわく茨城生活実現事業移住支援金移住前相談票　チェックリスト

・この制度は、本申請した日から５年以上継続して鉾田市に居住する意思があることを条件としています。

・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後５年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **１　移住元に関する要件** | | | | | | |
|  | (１)住民票を移す直前の 10 年間について、下記①～③の**いずれか**に該当する | | はい ・ いいえ | | | |
|  | □ | ①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算５年以上である。 | |  |  |  |
|  | □ | ②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算５年以上である。 　なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は２年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。 | | | | |
|  |
|  |
|  |
|  | □ | ③「上記①と②を合算した期間」が通算して５年以上である。 | | | | |
|  | (２)住民票を移す直前の１年間について、下記①～③の**いずれか**に該当する | | はい ・ いいえ | | | |
|  | □ | ①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して１年以上である。 | | | | |
|  | □ | ②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して１年以上である。 　なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は２年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す３ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。 | | | | |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  | □ | ③「上記①と②を合算した期間」が連続して 1 年以上である。 | | | |  |
| **２　移住先に関する要件** | | | | | | |
|  | 下記(１)～(４)の**いずれか**に該当する | | はい ・ いいえ | | | |
|  | (１)テレワークに関する要件 下記①～④の**全て**に該当する | | | | | |
|  | □ | ①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、 移住元での業務を引き続き行うこと。 | | | | |
|  |
|  | □ | ②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。 | | | | |
|  | □ | ③原則、恒常的に勤務先へは通勤しない。 | | | | |
|  | □ | ④勤務先から通勤手当(定期券相当の交通費)の支給を受けていないこと。 通勤実績がある場合は担当窓口へご相談ください。 | | | | |
|  | □ | ⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと(申請までに購入予定も含む)。 | | | | |
|  |
|  | (２)関係人口に関する要件 下記①かつ②又は、③の**いずれか**に該当する | | | | | |
|  | □ | ①申請日の属する年度の前年度までに鉾田市へふるさと納税を行っていること。 | | | | |
|  | □ | ②県内の農林水産業(専業に限る)に就業、または承継すること。 | | | | |
|  | □ | ③市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けていること。 ただし、複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」にかかる経営改善計画の認定を申請する場は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定する。 | | | | |
|  | (３)就職に関する要件 下記①～③の**全て**に該当する | | | | | |
|  | □ | ①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。 | | | | |
|  |
|  | □ | ②就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業 でないこと。 | | | | |
|  |
|  | □ | ③週20時間以上の無期雇用契約であること。 | | | | |
|  | (４)起業に関する要件 | | | | | |
|  | □ | 茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること(予定を含む) | | | | |
| **３　その他の要件** | | | | | | |
|  | 下記①～②の**全て**に該当する | | はい ・ いいえ | | | |
|  | □ | ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 | | | | |
|  | □ | ②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する。 | | | | |
|  |
| **４　世帯の場合** | | | | | | |
|  | 下記の**全て**に該当する | | はい ・ いいえ | | | |
|  | □ | 申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。 | | | | |
|  | □ | 申請者を含む２人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が３月以上１年以内である必要あり) | | | | |
|  |